

第 8 期 介 護 保 険 料 (案)

資料2

第7期計画期間				
段 階	対 象 者	基準額 × 割合	年 額	保険料額 (円) (軽減後)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	× 0.50	年額	38,160
	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円以下			(22,890)
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円を超え120万円以下	× 0.75	年額	57,240 (38,160)
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が120万円超	× 0.75	年額	57,240 (53,420)
第4段階	市民税世帯課税・本人非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円以下	× 0.90	年額	68,680
第5段階	市民税世帯課税・本人非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円超	基準額	月額	6,360
			年額	76,320
第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満	× 1.20	年額	91,580
第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	× 1.30	年額	99,210
第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	× 1.50	年額	114,480
第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満	× 1.70	年額	129,740
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	× 1.80	年額	137,370
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額が600万円以上	× 2.00	年額	152,640

第8期計画期間				
段 階	対 象 者	基準額 × 割合	年 額	保険料額 (円) (軽減後)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	× 0.50	年額	38,160
	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円以下			(22,890)
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円を超え120万円以下	× 0.75	年額	57,240 (38,160)
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が120万円超	× 0.75	年額	57,240 (53,420)
第4段階	市民税世帯課税・本人非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円以下	× 0.90	年額	68,680
第5段階	市民税世帯課税・本人非課税で、本人の課税年金収入と所得の合計額が80万円超	基準額	月額	6,360
			年額	76,320
第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満	× 1.20	年額	91,580
第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	× 1.30	年額	99,210
第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	× 1.50	年額	114,480
第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	× 1.70	年額	129,740
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満	× 1.80	年額	137,370
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額が600万円以上	× 2.00	年額	152,640

第7期計画との比較		
増減額 (円)	増減率	
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%
月額	0	0.0%
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%
年額	0	0.0%

※第7段階、第8段階、第9段階の所得基準額は、国基準に合わせる。
 ※低所得者の保険料軽減を図るため、第1段階～第3段階を対象に公費の投入が継続される予定です。
 (公費投入後の基準額に対する割合：
 第1段階 0.50→0.30、第2段階 0.75→0.50、第3段階 0.75→0.70)